

< Z-73-E 相続税法 解答例 >

[第一問]

問 1 (25 点)

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

被相続人 A は、令和 5 年 8 月に死亡した。その配偶者 B 及び子 C は、次のとおり被相続人 A が所有していた宅地を相続により取得し、それぞれ、相続税の申告期限まで引き続き所有しており、かつ、相続開始直前に居住していた家屋に引き続き居住している。

	相続財産	相続開始直前における利用状況	取得者
①	甲宅地	被相続人 A の孫 D の居住の用に供されていた家屋の敷地	配偶者 B
②	乙宅地	被相続人 A 及び配偶者 B の居住の用に供されていた家屋の敷地	子 C
③	丙宅地	子 C の居住の用に供されていた家屋の敷地	子 C

(注 1) 上記の家屋は、いずれも、相続開始直前において被相続人 A が所有していた。なお、被相続人 A への家賃及び地代等の支払はなかった。

(注 2) 相続開始直前において、配偶者 B と子 C は被相続人 A と生計を一にしており、孫 D は被相続人 A と生計を別にしていた。

(注 3) これらの者は、全員が日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。

〔問〕

配偶者 B 及び子 C が取得したそれぞれの宅地が、小規模宅地等の特例(租税特別措置法第 69 条の 4)における特定居住用宅地等に該当するかどうか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

1. 特定居住用宅地等に該当すかどうかの判定

(1) 甲宅地 4点

相続開始の直前において孫Dは被相続人Aと生計を別にしており、甲宅地は生計一親族の居住用宅地等に該当しないため特定居住用宅地等に該当しない。

(2) 乙宅地 4点

相続開始の直前において被相続人Aの居住用宅地を別居親族である子Cが取得しているが、被相続人Aには配偶者Bがいるため、特定居住用宅地等に該当しない。

(3) 丙宅地 4点

相続開始の直前において被相続人Aと生計を一にしていた子Cに対して使用貸借により貸し付けられ、子Cの居住の用に供されていた宅地等を子Cが取得しており、子Cが相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、相続開始直前に居住していた家屋に引き続き居住しているため、特定居住用宅地等に該当する。

2. 関連条文（特定居住用宅地等の意義） 13点

被相続人等（被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。）の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限る。）で、その被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たすその被相続人の親族（その被相続人の配偶者を除く。以下同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。

(1) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（その被相続人、その被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた一定の部分に限る。）に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。

(2) その親族（その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者で一定のものに限る。）が次の要件の全てを満たすこと（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で一定の者がいない場合に限る。）。

① 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係がある法人として一定の法人が所有する家屋（相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

② その被相続人の相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有したことがないこと。

③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。

(3) その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

問 2 (25 点)

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。

〔設例〕

個人X(居住者)が代表理事を務める一般社団法人Z(内国法人)は、令和2年6月1日に、個人Xから現金8,000万円の贈与を、その配偶者Yから現金5,000万円の贈与をそれぞれ受け、計1億3,000万円を取得した。

令和5年9月に個人Xは死亡した。一般社団法人Zの理事は、相続開始直前まで、個人X、配偶者Y及びこれらの者の子2人の計4人であり、相続開始時における一般社団法人Zの純資産額は4億円であった。なお、個人Xの遺産はないものとする。

- (1) 一般社団法人Zの令和2年分の贈与税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。
- (2) 個人Xの相続に係る一般社団法人Zの相続税に関し、どのような課税関係が考えられるか、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(1)

1. 令和2年分の贈与税に関する課税関係 3点

一般社団法人Zに対する財産の贈与が、贈与者個人X、配偶者Y及びこれらの親族に係る税負担を不当に減少させることと認められ、一般社団法人Zは個人とみなされ贈与税の納税義務者となる。

2. 関連する条文 5点

(1) 持分の定めのない法人に対する課税

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなしてこれに贈与税又は相続税を課する。

(2) 贈与税額の計算 2点

1又は2の場合においては、贈与により取得した財産について、贈与者の異なるごとに、その贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって1の社団等又は2の法人の納付すべき贈与税額とする。

(2)

1. 個人Xの相続に係る課税関係 4点

一般社団法人Xは特定一般社団法人等に該当するため、Xの相続開始時における一般社団法人Xの純資産額(4億円)をその時点における同族理事の数(3人)に1を加えた数(4)で除して計算した金額(1億円)を個人Xから遺贈により取得したものと、一般社団法人Xは個人とそれぞれみなして相続税の納税義務者となる。

2. 関連する条文

(1) 特定の一般社団法人等に対する課税 7点

一般社団法人等(公益社団法人その他の一定のものを除く)の理事である者(その一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等(次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。以下同じ。)に該当するときは、その特定一般社団法人等はその死亡した者(以下「被相続人」という。)の相続開始の時ににおけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時ににおける同族理事の数に1を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課する。

① 相続開始の直前における同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超えること。

② 相続開始前5年以内において、同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

(2) 贈与税及び相続税の控除 2点

(1)の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、その相続税の額については、持分の定めない法人に対する課税の規定によりその特定一般社団法人等に課された贈与税及び相続税の税額を控除する。

(3) 生前贈与加算の不適用 2点

(1)の規定の適用がある場合において、その特定一般社団法人等がその被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額については、生前贈与加算の規定は適用しない。